

木城町地域防災計画

事故対策編

平成26年度策定

(令和7年3月修正版)

第2編 事故対策編.....	1
第1章 航空災害対策編.....	1
第1節 基本的な考え方.....	1
第2節 航空災害予防計画.....	3
第3節 航空災害応急対策計画.....	6
第2章 道路災害対策.....	13
第1節 基本的考え方等.....	13
第2節 道路災害予防計画.....	14
第3節 道路災害応急対策計画.....	18
第3章 危険物等災害対策.....	22
第1節 基本的考え方等.....	22
第2節 危険物等災害予防計画.....	23
第3節 危険物等災害応急対策計画.....	28
第4章 大規模な火事災害対策.....	34
第1節 基本的考え方等.....	34
第2節 大規模な火事災害予防計画.....	35
第3節 大規模な火事災害応急対策計画.....	41
第4節 大規模な火事災害復旧・復興計画.....	48
第5章 林野火災対策.....	50
第1節 基本的考え方等.....	50
第2節 林野火災予防計画.....	51
第3節 林野火災応急対策計画.....	57
第6章 原子力災害対策.....	67
第1節 基本的考え方.....	67
第2節 原子力災害予防計画.....	70
第3節 原子力災害応急対策計画.....	73
第4節 原子力災害復旧・復興計画.....	77

第 2 編 事故対策編



第2編 事故対策編

第1章 航空災害対策編

第1節 基本的な考え方

本章は、宮崎空港、宮崎空港隣接区域、宮崎空港周辺地域及びその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

1. 宮崎空港等の用語の定義は次によるものとする。（県防引用）

【資料 2-1-1-01 宮崎空港等の用語の定義】

宮崎空港	……	国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所が所有・管理する区域
宮崎空港隣接区域	……	宮崎空港に隣接するごく狭い範囲の区域
宮崎空港周辺地域	……	宮崎空港を中心とする半径9キロの管制圏（宮崎空港及びその隣接区域を除く。）
その他の地域	……	県内における上記以外の地域

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

【資料 2-1-1-02 宮崎空港を離発着する航空機と席数】

機種	席数
ボーイング767-300	250, 270
ボーイング737-800	144, 158, 165, 167, 174
ボーイング737-700	120
ボーイング737-500	126, 133
ボーイング737-400	150
ボーイング777-200	405
ボーイング777-300	514
ボーイング787-8	335
エアバスA320	149, 166
エアバスA321	171, 177
ボンバルディアDHC8-Q400	74
ボンバルディアCRJ100/200	50
ボンバルディアCRJ700	70
サーブ340B	36
エンブラエル170	76

2. 宮崎空港の概要（県防引用）

宮崎空港の概要については以下に示す。

【資料 2-1-1-03 宮崎空港の概要】

【資料 2-1-1-04 宮崎空港のグリッドマップ】

第2節 航空災害予防計画

1. 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え（県防引用）

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その被害の軽減と迅速な対応を図るため、町は、防災関係機関への通報など情報の提供等の体制整備に努める。

(1) 情報収集体制の整備

町は、県及び関係機関と協力し、航空災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

2. 通信手段の整備（県防引用）

情報の提供及び住民への広報のため、通信手段の整備を図る。

(1) 宮崎空港事務所等に対する航空災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡
航空災害等の発見者から宮崎空港事務所へ航空災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確認するため、日ごろから、次のような体制を整備するものとする。

① 発見者等からの情報連絡

宮崎空港事務所は、航空災害が発生した場合には、発見者等から速やかに航空災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行うものとする。

② 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県、警察、消防及び宮崎空港事務所等に入った航空事故災害等の発生情報を速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておくものとする。

(2) 緊急時の通信体制の整備

航空災害の発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT 公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておくものとする。

(3) 機動的な情報収集体制の整備

航空災害が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター（県にあっては県警ヘリコプター）及び災害調査チームの出動体制の整備をしておくものとする。

(4) デジタル化の促進

航空災害が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努めるものとする。

また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進めるものとする。

(5) 通信手段の多様化と最新の情報通信機器等の整備

専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進め、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進めるものとする。

また、航空災害が発生した場合に備えて、電子カメラ等の最新の情報通信機器の整備を図るものとする。

2.1 活動体制の整備

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害をともなう。現場が山間地であれば救急・救助作業は困難をきわめ、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、町、県、国と各レベルで防災関係機関相互の連携を平常時から密にしておくことが必要である。

(1) 災害応急体制の整備

航空災害対策の一環として、町は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制の強化

航空災害対策に関係する各機関との連携を強化するため、体制の整備を図る。応急活動に関し相互応援協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。

【資料 2-1-2-01 宮崎空港における航空機事故消火救難活動に係る協定等締結系統図】

2.2 救急・救助及び消火活動体制の整備

航空災害時における救急・救助及び消火活動体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備」に準ずる。

2.3 医療救護体制の整備

航空災害時における医療救護体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」に準ずる。

3. 緊急輸送体制の整備

航空災害時における緊急輸送体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

3.1 防災訓練の実施

宮崎空港周辺地域での航空災害を想定しての防災訓練を、他人事のように見ていることは許されないのが近年の状況である。ヘリコプター、小型機の墜落事故や接触事故などはしばしばあるがゆえに航空災害に対処する防災訓練は欠かすことはできない。

町は、宮崎空港事務所等の参加を得て、航空災害時を想定しての防災訓練を、「共通対策編 第2章 第2節 12. 防災関係機関の防災訓練の実施」で実施する。

第3節 航空災害応急対策計画

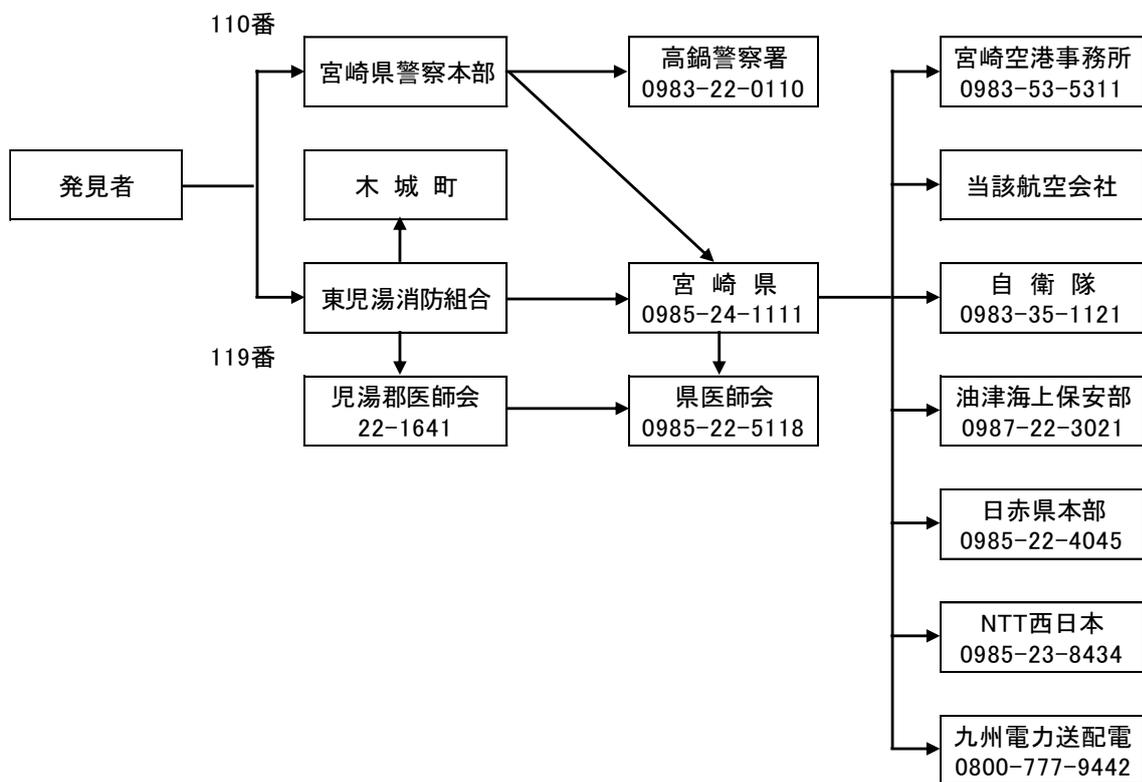
1. 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

航空機の墜落事故は、山間地が墜落現場となることが多い。そして最も重要で、最も困難なことが、現場の特定である。一刻も早くその地点を割り出し、基本的な情報を得るために人員を差し向けることが第一となる。場所によっては、県を経由してヘリコプターを手配し、利用することが得策と考えられる。現地から第一報を送る手段として、移動系の防災行政無線を活用する。

1.1 航空災害情報の収集・連絡（県防引用）

(1) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統及び電話番号は、以下のとおりとする。

【資料 2-1-3-01 航空災害情報の収集・連絡】



(2) 航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

1.2 通信手段の確保

県をはじめ各防災関係機関との連携を密にし、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る

2. 活動体制の確立（県防引用）

町内で航空機が墜落するなど、大規模な航空災害が発生したときには、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施していかなければならない。そのためには、災害対策本部を早期に設置し、国、県との有機的な連携体制をとる必要がある。

町は、「町災対本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。なお、災害対策本部の組織及び活動については、「共通対策編 第3章 第2節 1. 町災対本部等の設置」に準ずる。

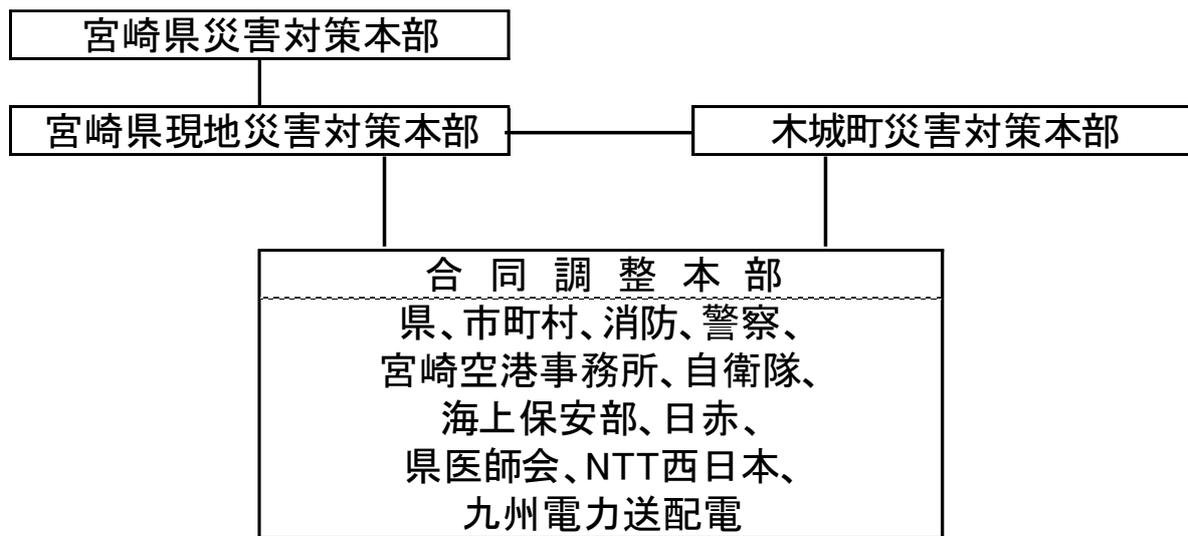
県は、災害の規模が拡大し、広範囲の又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

宮崎空港内に合同対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。

また、空港周辺及びその他の地域で大規模な航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置し、知事が指名した職員が合同本部を総括する。

2.1 空港周辺及びその他の地域の場合

【資料 2-1-3-02 災害対策現地合同調整本部】



3. 広域応援活動

航空災害による広域的な応援体制については、「共通対策編 第3章 第20節 1.1 広域的な応援体制」に準ずる。

4. 捜索、救助・救急及び消火活動（県防引用）

航空機の墜落現場には、時には多数の乗客・乗員が捜索・救助を待っている。現場に消防団員や警察官等が到着した時から救助・救急活動が始まることから、ヘリコプター等による空中からの捜索・消火活動とは別に、地上班による有効な対応と情報伝達の意義は大きい。

4.1 捜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の捜索活動は国、町、防災関係機関等が協力して実施するものとする。

4.2 消火救難活動

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合

航空災害に係る火災が発生した場合、東児湯消防組合は、消防車、消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(2) 災害の規模が大きい場合

災害の規模等が大きく、東児湯消防組合限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。

4.3 その他の地域における消火救難活動

(1) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村消防機関は、消防車、消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(2) 航空災害に係る火災が発生した場合、災害地市町村長、町長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(3) 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。

（宮崎県消防相互応援協定による。）

4.4 救急・救助活動

町は、東児湯消防組合と連携し救急・救助活動に協力する。必要な場合は近隣市町村及び消防機関へ応援を要請する。

5. 医療救護活動

「共通対策編 第3章 第6節 7. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

5.1 災害発生時の迅速な通報連絡

(1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、ただちにその旨を町長又は警察

官に通報する。

- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた町長は、その旨を児湯農林振興局長等（地方支部長）及び郡医師会へ通報連絡する。
- (4) 通報連絡を受けた児湯農林振興局長等（地方支部長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理課）へ報告するものとし、知事（危機管理課）は、自衛隊、日本赤十字社宮崎県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会及び同郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報の内容は以下のとおりとする。
 - ① 事故等発生（発見）の日時
 - ② 事故等発生（発見）の場所
 - ③ 事故等発生（発見）の状況
 - ④ その他参考事項

5.2 医師等医療関係者の出動

町長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、日赤地区長、分区長及び郡医師会長へ医療班の出動を要請するとともに、自らの医療班を派遣する。

要請を受けた日赤地区長、分区長及び郡医師会長はただちに医療班を派遣するものとする。

5.3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の遺体の検案、洗浄、縫合等の措置を含む。

5.4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

5.5 対策本部の設置

町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、町、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図る。対策本部の総括責任者は、町長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

5.6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保

についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、町長が本計画に基づいて行う。

5.7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図る。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日赤宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び郡医師会長において十分配慮する。

5.8 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

- ① 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企业体が負担する。
- ② 災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担する。
- ③ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

5.9 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

5.10 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

空港周辺及びそれ以外の地域については「共通対策編 第3章 第6節 7. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 交通規制及び警戒区域の設定等（県防引用）

航空災害には常に燃料の引火、炎上の危険がつきまとう。時には、積荷の化学薬品、劇物等が漏出するおそれも伴う。住民や旅行者、さらには乗客・乗員の救出や消火活動の従事者を二次災害に巻きこむことを避ける上で、必要に応じて、現場周辺での交通規制を実施する

ほか、警戒区域あるいは立入禁止区域の設定、さらには住民等の退去も行う場合がある。

6.1 交通規制

迅速な救助活動のために町は県及び警察と連携し、周辺道路の交通規制の実施に協力する。
また、住民への交通規制の周知を図る。

航空災害が発生した場合、県警察本部は災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。

6.2 警戒区域の設定等

空港事務所及び警察と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

7. 関係者等への的確な情報伝達活動

航空機墜落等によって被災した乗客・乗員の家族らは、町の災害対策本部や現地対策本部へ、さらには災害現場に直接駆けつける。そうした場で起こりうることは、情報の錯綜及び混乱のなかで家族らに伝えられる情報の少ないこと、飲食物やトイレの不備、暑さ・寒さに対する待機場所の不備等に対する不満といらだち等が考えられる。

家族や友人の安否を気遣う人たちの心情に配慮し、全員が疲労しているなかでもなお、誠実に適切な対応が求められる。

7.1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動

被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等に万全を期する。

(2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関との連携のもと役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に出たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び県などと連携を密にし、被災者及びその家族に対し航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

7.2 広報活動

町、航空会社及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

主な広報事項は以下のとおりとする。

- ① 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項

第2章 道路災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、県内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため県、市町村及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 県における道路概況（県防引用）

県内の道路は、路線数 33,368、実延長約 20,040 キロメートルであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道に分かれている。

【資料 2-2-1-01 県における道路概況】

（平成24年4月1日現在）

（単位：m）

区 分		路 線 数	実 延 長
高速自動車国道		3	144,306.0
国 道	指 定 区 間	2	278,915.0
	うち有料道路	1	3,677.0
	指 定 外 区 間	16	879,093.6
	計	18	1,158,008.6
県 道	主 要 地 方 道	48	970,687.6
	うち有料道路	2	16,688.0
	一 般 県 道	149	1,048,619.4
	計	197	2,019,307.0
国 県 道 計		215	3,177,315.6
市 町 村 道	1 級	744	1,542,681.0
	2 級	914	1,496,333.0
	そ の 他	31,492	13,679,341.0
	計	33,150	16,718,355.0
総 計		33,368	20,039,976.6

※現道、旧道及び新道を含む

※有料道路を含み、自転車道は含まない。

3. 道路の管理（県防引用）

道路の管理については、次表のとおりである。

【資料 2-2-1-02 道路の種類、管理】

第2節 道路災害予防計画

1. 道路交通の安全のための情報の充実

町及び道路管理者は、災害時における迅速な対応を図るための情報の収集・連絡体制の整備に努め、被害の軽減のための体制を確立する。

1.1 気象情報の活用

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

1.2 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- (2) 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2. 道路施設等の管理と整備

災害発生に伴う救助・救出作業や大規模な輸送作業を円滑に進める上で、道路交通の安全性を確保することは、重要な課題である。道路施設等の異状を早期に発見するために巡回・点検等を励行し、情報収集等、有効な体制を確立する。

2.1 事故災害等発生防止のための措置

(1) 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、次の巡回及び点検を実施する。

- ① 管理する施設について、所定の要領等に基づき、定期的に巡回及び点検を実施する。
特に、山（がけ）崩れ危険箇所等については重点的に行う。
- ② 大規模な地震、山（がけ）崩れ、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2.2 安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3.1 情報の収集・連絡体制の整備

災害発生時においては、正確な情報の収集と関係機関への迅速な伝達が被害の拡大を防ぐ。このため町は関係機関と日ごろから連携を図り、緊急時の連絡体制の整備に努める。

(1) 情報収集体制の整備

① 災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日ごろから、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

道路管理者は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等間で速やかに相互に連絡できるような情報連絡体制を整えておく。

② 緊急時の通信体制の整備

大規模な道路災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT 公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

③ 機動的な情報収集体制の整備

大規模な道路災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター（県にあっては県警ヘリコプター）等を手配する連絡体制を確立し、災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

(2) 通信手段の整備

① 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

大規模な道路災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。

また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

大規模な道路災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

ウ 最新の情報通信機器等の整備

大規模な道路災害等が発生した場合に備えて、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

3.2 活動体制の整備

町内及び近隣の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため、町は、県及び道路管理者等と連携を図り、活動体制の整備に努める。

(1) 担当職員の招集・参集体制の整備

① 参集範囲の明確化

大規模な道路災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておく。

「共通対策編 第2章 第2節 3. 活動体制の整備」参照。

② 招集連絡手段の整備

職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

(2) 関係機関との協力体制の整備

大規模な道路災害等が発生した場合に備えて、あらかじめ県、警察、消防、自衛隊等関係機関との連絡調整を行う。

また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相互の協力体制の確立に努める。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

大規模な道路災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

(4) コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

大規模な道路災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

(5) 研究機関等との連携

必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

3.3 救急・救助及び消火活動体制の整備

道路災害時に備えた救急・救助及び消火活動体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備」に準ずる。

3.4 医療救護体制の整備

道路災害時に備えた医療救護体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」に準ずる。

3.5 緊急輸送体制の整備

道路災害時に備えた緊急輸送体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

3.6 訓練、研修等の実施

道路災害の被害の拡大防止に備えた訓練、研修等の実施については、「共通対策編 第2章 第2節 12. 防災関係機関の防災訓練の実施」に準ずる。ただし、情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練等については、特に関係機関との連携を密にし、大規模な道路災害への対応能力向上に努める。

4. 道路利用者に対する防災知識の普及

道路利用者に対する防災知識の普及については、「共通対策編 第2章 第3節 1. 防災知識の普及」に準ずる。

第3節 道路災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

大規模な道路災害が発生した場合は、災害の情報、被害状況を収集し、県をはじめ各防災関係機関に速やかに連絡する。また、道路交通の安全性の確保及び被害拡大を防ぐための対策を講じ、速やかに実施する。

1.1 災害情報の収集・連絡（県防引用）

(1) 事故災害等状況の把握と確認

自己の管理する道路での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

(2) 通行の禁止又は制限

事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

(3) 二次災害等の恐れがある場合における住民等への情報提供

大規模な道路災害等が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。

この場合、マスコミの協力も得ておく。

1.2 通信手段の確保

(1) 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

(2) NTT公衆回線の緊急増設

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な道路災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用

2. 活動体制の確立

町内に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機

関として、町に事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

活動体制の確立手順については、「共通対策編 第3章 第2節 1. 町災対本部等の設置」に準ずる。

県は、県内で大規模な道路災害が発生したときは、状況に応じ、防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、道路管理者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行うものとする。

3. 広範な応援体制の確立

大規模な道路、トンネル火災等が発生した場合、本町だけでは応急措置を行えないことも考えられる。このため町は、広域応援活動を実施する。

道路災害における広域応援体制については、「共通対策編 第3章 第20節 1.1 広域的な応援体制」に準ずる。ただし、必要に応じて大学、研究機関、コンサルタント等関係業者への調査依頼等、県を通じて要請する。

4. 交通誘導及び緊急交通路の確保

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止や、う回路への誘導などの交通規制を直ちに実施する。

4.1 一般住民等への情報提供

道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを通じて、一般住民等への情報提供を行う。また、う回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への迅速な進入路の確保に努める。

4.2 う回路の確保

道路の通行禁止の措置を講じた場合は、う回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

4.3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じてコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4.4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

業者等に指示して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

4.5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

4.6 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山（がけ）崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置くなどの措置を確実にを行う。

5. 救助・救急及び消火活動

道路災害発生時における被災者の救助・救急及び消火活動については、「共通対策編 第3章 第4節 救助・救急及び消火活動」に準ずる。

6. 医療救護活動

道路災害発生時における医療救護活動については、「共通対策編 第3章 第6節 1. 医療救護活動」に準ずる。

7. 道路施設の応急復旧

道路災害発生時における道路施設の応急復旧については、「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送力の確保」に準ずる。

8. 関係者等への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

8.1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。

その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面や TV 画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

8.2 報道機関への広報

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

道路災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な道路災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておく。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の食違い等をきたさないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面や TV 画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第3章 危険物等災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において危険物の漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 県における危険物等施設の概要（県防引用）

危険物等施設については、以下のとおりである。

【資料 2-3-1-01 消防本部別危険物施設数】

【資料 2-3-1-02 高圧ガス施設の状況】

【資料 2-3-1-03 火薬類施設の状況】

2.1 大量の危険物等物質が保管されている施設

東西オイルターミナル宮崎油槽所及び日向油槽所 宮崎石油基地 EMG マーケティング Misumi 宮崎海上基地 カヤク・ジャパン東海工場及び雷管工場 旭化成ケミカルズ愛宕事業所、レオナ原料・樹脂工場、日向化学品工場及び延岡動力部 旭化成新港基地 宮崎県漁連日南支部 東ソー日向 日向製錬所 航空自衛隊新田原基地

第2節 危険物等災害予防計画

1. 危険物等施設の安全性確保（県防引用）

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ）による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令及び関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

1.1 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、東児湯消防組合は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による防災意識の高揚を図る。

(1) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、東児湯消防組合は、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(2) 保安確保の指導

東児湯消防組合は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努めるものとする。

【危険物施設の管理者】

(3) 消防法第12条（施設の雄準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努めるものとする。

(4) 危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努めるものとする。

1.2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

県は、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者と連携して、次に掲げる安全対策の推進に努める。

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

① 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

② 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

③ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し又はその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

④ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

⑤ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

① 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ 定期C1主検査の完全実施を指導する。

② 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

③ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

(3) 毒劇物取扱施設の安全化

町は、県が行う毒劇物取扱施設の安全化対策に協力する。

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備

町及び東児湯消防組合は、危険物等災害が発生した場合に備えた情報の収集、関係機関等への連絡体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

2.2 活動体制の整備

危険物等による災害の発生に際しては、時間との戦いといえる対応を余儀なくされる。迅速かつ的確な対策を実施できるような事前の備えと柔軟な組織づくりが求められる。

(1) 町の活動体制の整備

東児湯消防組合は、危険物災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法的習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

(2) 危険物等災害用資機材の整備

東児湯消防組合及び警察は、危険物等災害に備え、次の資機材の整備充実に努める。

- ① 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- ② ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

2.3 消火体制の整備

東児湯消防組合は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所がある地域については消防計画を作成し、消火体制の整備を図る。

(1) 出火防止体制の整備

① 事業所等に対する指導

東児湯消防組合は、化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

② 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

東児湯消防組合は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

(2) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編 第2章 第2節 4.1 消防力の充実強化」によるほか、東児湯消防組合における消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努める。

(3) 消防水利の確保

「共通対策編 第2章 第2節 4.2 耐震性消防水利の充実」に準ずる。

2.4 医療救護体制の整備

危険物等災害発生に備えた医療救護体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」に準ずる。

2.5 緊急輸送体制の整備

危険物等災害発生に備えた緊急輸送体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

2.6 避難収容体制の整備

危険物等災害発生に備えた避難収容体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」に準ずる。

2.7 防災関係機関等の防災訓練の実施

町、東児湯消防組合及び各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施する。

(1) 訓練の方法

町、東児湯消防組合及び各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施する。

(2) 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次の訓練を実施する。

- ① 緊急通信訓練
- ② 避難救助訓練
- ③ 資機材調達輸送訓練
- ④ 火災防御訓練（危険物、高圧ガス等）
- ⑤ 総合訓練
- ⑥ その他

3. 防災知識の普及

危険物等災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員及び危険物等施設の管理者・従業員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、あらゆる機会をとらえて、防災知識の普及を推進する。

3.1 防災教育

東児湯消防組合は、特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、町の定めるところにより、実効ある教育を実施する。

3.2 教育の種別

(1) 消防法関係

危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

(2) 高圧ガス関係

関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。

(3) 労働安全衛生関係

① 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育

② 職長等の教育

③ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育

④ 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

第3節 危険物等災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1.1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

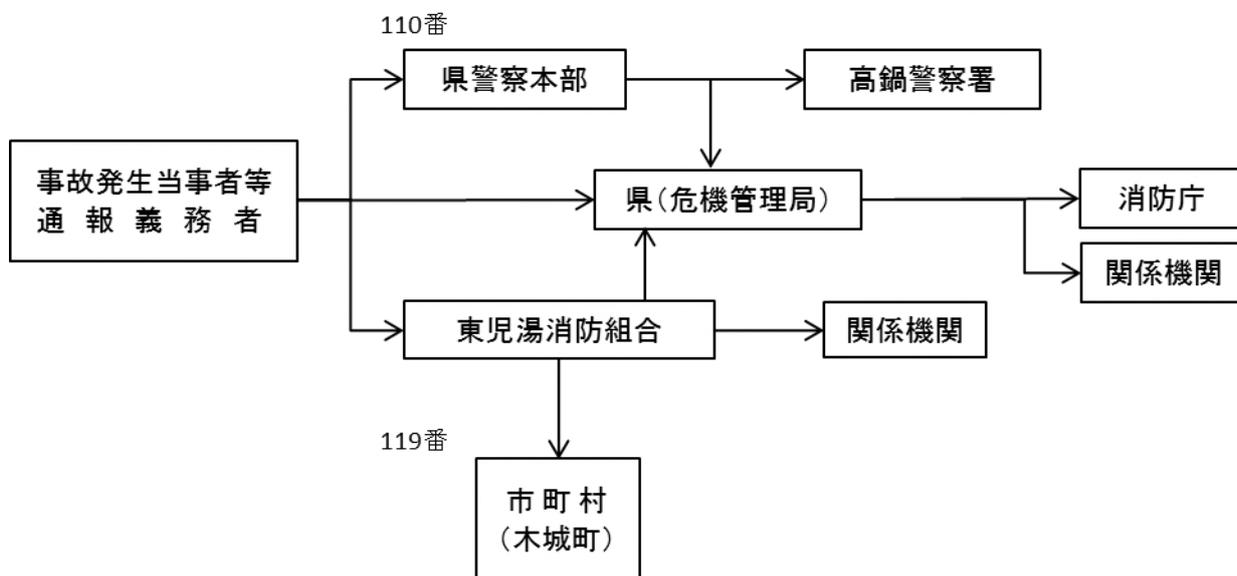
- (1) 町は、東児湯消防組合とともに事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。
- (2) 報告に当たっては「事故等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行う。
- (3) 町は、東児湯消防組合とともに必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

1.2 通報連絡系統（県防引用）

危険物等災害発生時の通報連絡系統は以下のとおりとする。

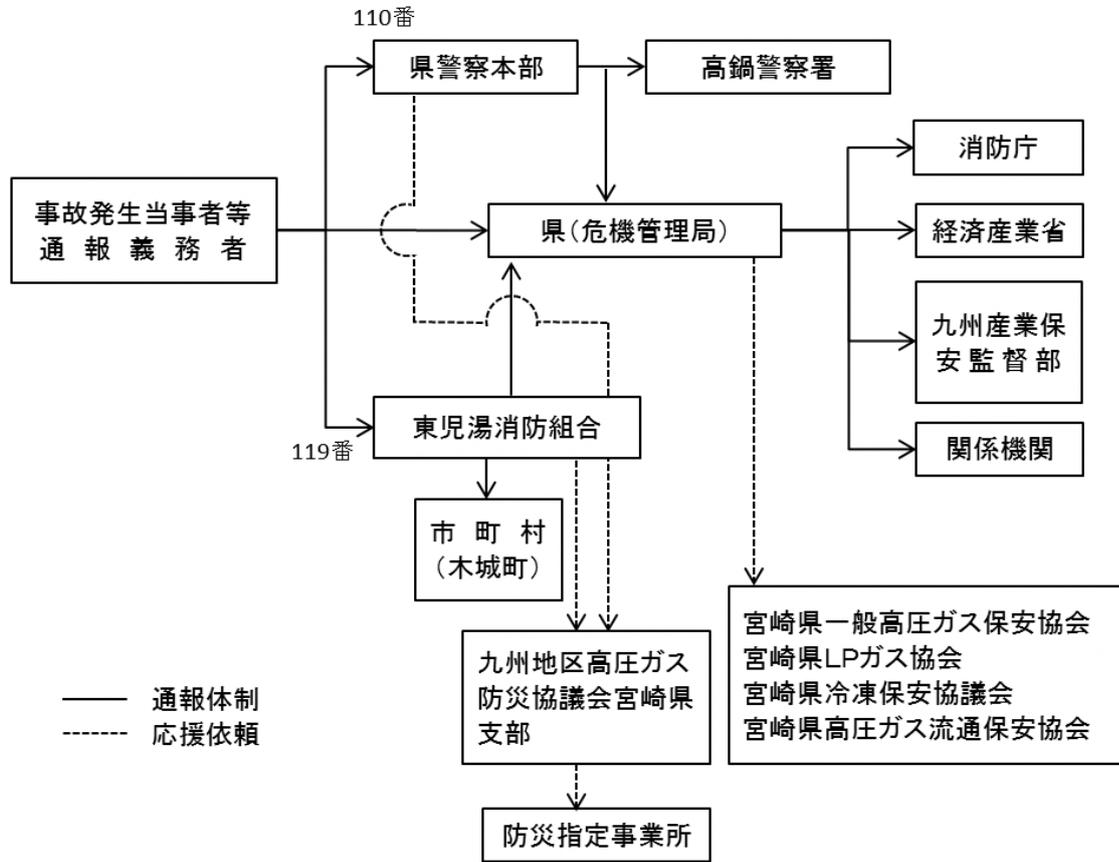
(1) 危険物施設

【資料 2-3-3-01 危険物等災害発生時の通報連絡系統】



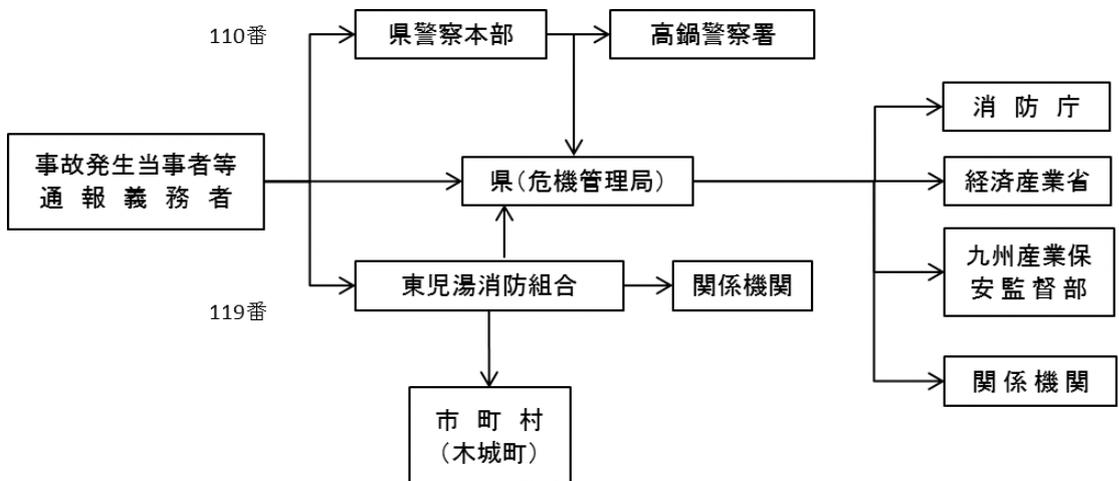
(2) 高圧ガス施設

【資料 2-3-3-02 高圧ガス施設災害発生時の通報連絡系統】



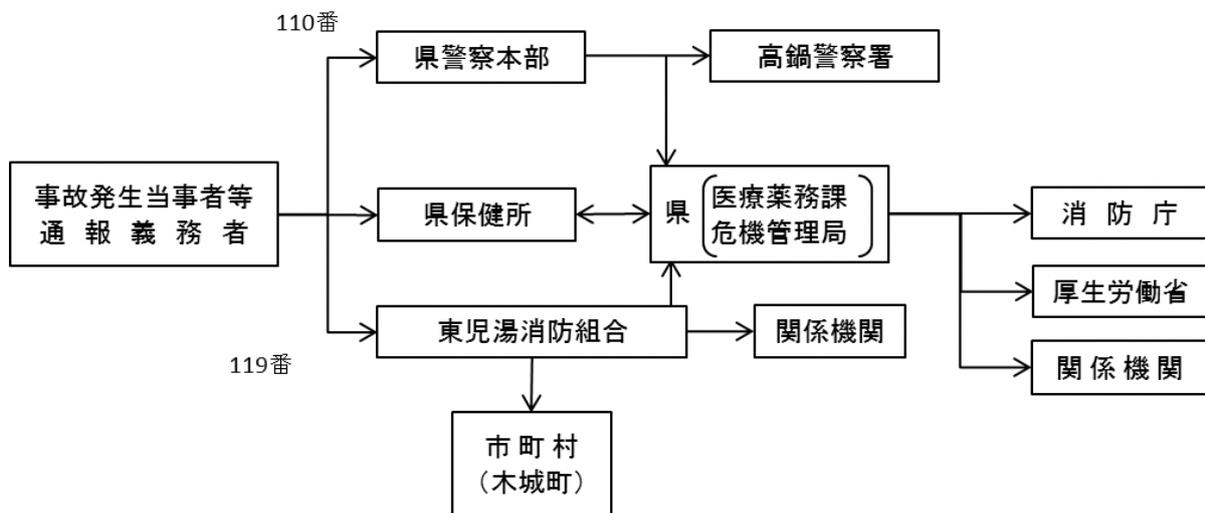
(3) 火薬類施設

【資料 2-3-3-03 火薬類施設災害発生時の通報連絡系統】



(4) 毒劇施設

【資料 2-3-3-04 毒劇施設災害発生時の通報連絡系統】



1.3 即報基準（県防引用）

事故等即報を報告すべき基準は、以下のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模な事故

- ① 危険物施設の事故
- ② 無許可施設の事故
- ③ 危険物運搬中の事故

- ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者を生じたもの。
- イ 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの。
- ウ 周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの。
- エ 大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故により被害を及ぼしたもの。
- オ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの。

(2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するものとする。

(3) 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

(4) 県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(5) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

2. 活動体制の確立

町内で危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害の拡大防止・応急対策を実施する機関として、必要に応じ災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

活動体制の確立手順については、「共通対策編 第3章 第2節 1. 町災対本部等の設置」に準ずる。

- (1) 危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 危険物等取扱事業者は、東児湯消防組合、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2.1 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、「共通対策編 第3章 第2節 1.4 職員の参集及び動員」によるほか、以下のとおりとする。

3. 広域応援活動

危険物等災害発生時において被害の拡大を防ぐための広域応援活動の実施については、「共通対策編 第3章 第20節 1.1 広域的な応援体制」に準ずる。

4. 災害の拡大防止活動

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

4.1 災害拡大防止措置

町及び東児湯消防組合は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐため必要な措置をとる。

4.2 立入禁止区域の設定

危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、警察及び消防機関と連携し、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

4.3 事業所の災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達するものとする。
- (2) 警察、最寄りの防災関係機関に可能な手段により直ちに通報するものとする。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずるものとする。

5. 救助・救急及び消火活動

危険物等災害発生時における救助・救急及び消火活動については、「共通対策編 第3章 第4節 救助・救急及び消火活動」によるほか、以下によるものとする。

警察及び消防機関は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努める。

5.1 消火活動

東児湯消防組合による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努める。

5.2 救助・救急活動

警察及び消防機関は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努める。

- (1) 事業所は、自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行うものとする。
- (2) 事業所は、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

6. 医療救護活動

危険物等災害発生時における医療救護活動については、「共通対策編 第3章 第6節 医療救護活動」に準ずる。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

危険物等災害発生時における緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送力の確保」に準ずる。

8. 危険物等の大量流出に対する応急対策

町は、危険物等が河川等に大量流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。県及び関係機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

8.1 河川等への流出の場合の対策

町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。その際、関係行政機関等からなる小丸川水質

汚濁防止対策連絡協議会等を有効に活用し、迅速な対応に努める。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

8.2 交通規制等の実施

危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、警察等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

9. 避難収容活動

避難収容活動については、「共通対策編 第3章 第9節 避難所の開設・運営」によるほか、以下のとおりとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

9.1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 有線放送（コスモス通信）

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部の航空機による上空からの避難誘導を要請する。

10. 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び東児湯消防組合は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するように努める。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うことが大切である。

具体的な情報伝達活動については、「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

第4章 大規模な火事災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 県における大規模な火災の概況

県における大規模な火災の概況は以下の資料のとおり。

【資料 2-4-1-01 大規模な火災の概況】

第2節 大規模な火事災害予防計画

1. 大規模な火事に強いまちづくり

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

また、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

1.1 大規模な火事に強いまちの形成

(1) 防災空間の確保

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間については、「共通対策編 第2章 第1節 3.1 防災空間の確保」に準ずる。

(2) 避難地、避難路の整備

① 避難施設整備計画の作成

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難地としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難地及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

② 避難地の整備

延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

ア 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

イ 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置づけ、誘致距離は500メートル以内とする。

③ 広域避難地の整備

人家等密集地については延焼火災の発生が予想されるため、前記②で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2平方メートル以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難地は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

ウ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

エ 地区分けをする際は、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

④ 避難路の整備

広域避難地の指定後は速やかに、道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないことを原則とした避難路を選定し、整備する。

⑤ 避難路の確保

町職員、警察官、東児湯消防組合、その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行に努める。

1.2 火災に対する建築物の安全化

(1) 建築物の不燃化の促進

① 防火、準防火地域の指定

県及び町は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

② 避難地及び広域避難地の指定に関する助言及び指導

ア 県は、九州地方整備局と連携を図り、避難路、避難地、緊急用河川敷道路、防災活動拠点等として利用できる河川整備を進めるものとする。

イ 県は、市町村が行う避難地の指定に関する助言及び指導を行うものとする。

ウ 県は、市町村が行う広域避難地の指定に関する助言及び指導を通じ、市町村間で広域避難地を相互利用できるよう調整を図っておくものとする。

エ 県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行うものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備

大規模な火事災害発生時における迅速な対策を講ずるための情報の収集・連絡体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

2.2 活動体制の整備

大規模な火事災害発生時において迅速かつ円滑な対策を実施するための活動体制の整備については、「共通対策編 第3章 第2節 災害対策本部体制の確立」に準ずる。

2.3 消火体制の整備（県防引用）

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして予防消防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、住民

の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

(1) 地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 消防計画の作成

東児湯消防組合は、次の項目について計画を作成し、その推進を図る。

- ① 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ消防体制の強化を図る。
- ② 消防施設整備計画
- ③ 火災警報等計画
- ④ 消防職員、団員招集計画
- ⑤ 出動計画
- ⑥ 応援部隊受入誘導計画
- ⑦ 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) 重要建物、施設の計画
 - (エ) その他
 - イ 急傾斜地域の計画
 - ウ その他
- ⑧ 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- ⑨ その他の消防計画
林野火災の計画
- ⑩ 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 非常招集訓練
 - エ 飛火警戒訓練
 - オ 通信連絡訓練

- カ 林野火災防御訓練
- キ 危険物火災等特殊火災防御訓練
- ク 災害応急対策訓練
- ケ 自衛消防隊の指導

⑩ 火災予防計画

- ア 防火思想普及計画
- イ 予防査察計画

(3) 出火防止体制の整備

町及び東児湯消防組合は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭の防火対策知識の普及に努める。具体的事項については、「共通対策編 第2章 第3節

1. 防災知識の普及」に準ずる。

- ① 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- ② 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- ③ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ④ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- ⑤ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- ⑥ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底

(4) 事業所等に対する指導

- ① 東児湯消防組合は、多数の者が利用する学校、病院、商業施設等については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

- ② 東児湯消防組合は、化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(5) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編 第2章 第2節 4.1 消防力の充実強化」に準ずるほか、特に消防団員の教育訓練において、知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、以下の教育訓練を実施する。

- ① 消防団員
 - ア 普通科
 - イ 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

ウ 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

エ 現地教育(市町村の要請により教官を派遣して実施)

② 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

(6) 消防水利の確保

消防水利の確保については、「共通対策編 第2章 第2節 4.2 耐震性消防水利の充実」に準ずる。

(7) 地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2.4 医療救護体制の整備

大規模な火事災害時に備えた医療救護体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」に準ずる。

2.5 緊急輸送体制の整備

大規模な火事災害時に備えた緊急輸送体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」に準ずる。

2.6 避難収容体制の整備

大規模な火事災害時に備えた避難収容体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」に準ずる。

2.7 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な火事災害時に備えた防災訓練の実施については、「共通対策編 第2章 第2節 12. 防災関係機関の防災訓練の実施」に準ずる。

3. 住民の防災活動の促進

3.1 防災知識の普及、予防啓発活動

大規模な火事災害に備えた防災知識の普及、予防啓発活動については、「共通対策編 第2章 第3節 1. 防災知識の普及」によるほか以下のとおりとする。

(1) 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本町においても町が中心となって、関係者

の協力のもとに住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防への努力を続ける。

火災予防運動の重点目標は、以下のとおりとする。

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 地域における防火安全体制の充実
- ③ 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- ④ 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- ⑤ 乾燥及び強風時の火災発生防止対策の推進

(2) 民間防火組織の育成・強化

火災予防に対する意識の高揚を図るため、年少のころから火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得することが望まれる。

また、家庭における火気を取扱う機会の多い女性を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。

このため、県における「宮崎県幼少年婦人防火委員会」の設置に併せ、本町においても幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成強化を推進している。

今後ともこれら民間防火組織の育成強化に努める。

(3) 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日ごろの防火管理いかんによって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実してもそれを活用する人的裏付けと日ごろの維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。

消防法では収容人員が10人、30人又は50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。

東児湯消防組合は、防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努める。

3.2 自主防災組織等の育成強化

大規模な火事災害に備えた自主防災組織等の育成強化については、「共通対策編 第2章 第3節 2. 自主防災組織等の育成強化」に準ずる。

第3節 大規模な火事災害応急対策計画

1. 活動体制の確立

町内で大規模な火事災害が発生した場合の活動体制の確立については、「共通対策編 第3章 第2節 1. 町災対本部等の設置」に準ずる。

1.1 県災害対策本部等の設置

県は、県内で大規模な火事災害が発生したときは、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、関係機関及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

(1) 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- ① 火災が発生し、延焼拡大により、人的・物的被害が拡大するおそれがあるとき。
- ② その他、大規模な火事に関して危機管理局長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置

① 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 延焼拡大により、宮崎県消防相互応援協定による広域的応援が必要となったとき。
- イ 延焼拡大により、多数の住民を避難させる必要が生じたとき。
- ウ その他、大規模な火事に関して危機管理統括監が必要と認めたとき。

② 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

③ 災害警戒本部（支部）の義務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達を行う。
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達を行う。
- ウ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整を行う。

(3) 災害対策本部の設置

① 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 大規模な火事が発生し、多数の人命に損害が生じ又は生じるおそれがあるとき。
- イ 県内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の要請が必要となったとき。
- ウ その他、大規模な火事に関して知事が必要と認めたとき。

(4) 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は大規模な火事により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合、必要と認めるときは、現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

2. 災害情報の収集・連絡

火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、町は、宮崎地方気象台及び県との連絡を密にし、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。また、火災が発生した場合の迅速な対策を実施するための情報の収集・連絡を行う。

2.1 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

(1) 火災気象通報及び火災警報の発表基準

① 火災気象通報

消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。

宮崎地方気象台の値は、以下のとおりである。

ア 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 40 パーセントを下り、最大風速が 7 メートル毎秒を超える見込みのとき。

イ 平均風速 10 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上継続して吹く見込みのとき。

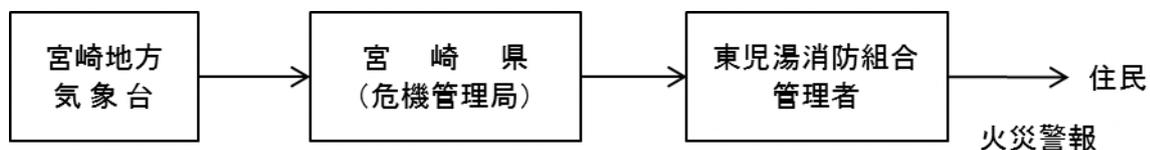
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

② 火災警報

消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

【資料 2-4-3-01 伝達系統図】



(3) 火災警報の周知方法

- ① 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- ② 警報信号の使用
- ③ 主要地域における吹流しの掲揚
- ④ コスモス放送
- ⑤ その他広報車による巡回宣伝

(4) 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、町は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。

2.2 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

- ① 町は、東児湯消防組合とともに火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。但し、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。
- ② 消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行う。

(2) 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は以下のとおりとする。

① 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

② 個別基準

次の火災及び事故については前記①の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ次に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a. 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b. 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- c. 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- d. 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a. 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b. 空中消火を要請したもの
- c. 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(ウ) 交通機関の火災

航空機、自動車等の火災で、次に掲げるもの

- a. 航空機火災
- b. トンネル内車両火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

3. 広域応援活動

大規模な火事災害発生時における広域応援活動については、「共通対策編 第3章 第20節 1.1 広域的な応援体制」に準ずる。

4. 救助・救急及び消火活動

大規模な火事災害発生時における救助・救急活動については「共通対策編 第3章 第4節 救助・救急及び消火活動」に準ずる。なお、消火活動については以下のとおりとする。

4.1 消火活動

東児湯郡消防本部は、以下の通り消火活動を実施する。

(1) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

① 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

② 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③ 市街地火災消火活動優先の原則

工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

④ 重要対象物優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

⑤ 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 特に救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

- ウ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- エ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 異常時の消防活動

平均風速が 10 メートル毎秒を超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢状況の把握に努め、主流に対して側面攻撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機させる。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

(3) 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は町長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

(4) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、町長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

- ① 災害防御実施方法
- ② 他市町村への消防隊員の応援出動
- ③ 防御用資機材の輸送その他の応援

(5) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について町長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ① 消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。
- ② なお、消防庁長官は特に緊急を要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。
- ③ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

【資料 1-3-4-01 大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー】

5. 医療救護活動

大規模な火事災害発生時における医療救護活動については、「共通対策編 第3章 第6節 3. 医療救護班による医療救護活動」に準ずる。

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

大規模な火事災害発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動については、「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送力の確保」に準ずる。

7. 避難収容活動

大規模な火事災害発生時における避難収容活動については「共通対策編 第3章 第9節 避難所の開設・運営」によるほか、以下のとおりとする。

7.1 避難誘導

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 有線放送（コスモス通信）

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) ヘリコプター

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部のヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

8. 被災者等への的確な情報伝達活動

大規模な火事災害発生時における被災者等への的確な情報伝達活動については、「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に

提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

9. ごみ・がれき処理等に関する活動

9.1 被害状況の把握

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

9.2 応急対策の実施

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関へ連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第4節 大規模な火事災害復旧・復興計画

1. 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

大規模な火事災害発生時における復旧・復興の基本的方向の決定については、「共通対策編 第4章 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定」に準ずる。

1.1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

被害が比較的軽い場合の基本的方向については「共通対策編 第4章 第1節 1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向」に準ずる。

1.2 被害が甚大な場合の基本的方向

被害が甚大な場合の基本的方向については「共通対策編 第4章 第1節 2. 被害が甚大な場合の基本的方向」に準ずる。

2. 迅速な現状復旧の進め方

大規模な火事災害発生時における迅速な原状復旧の進め方については、「共通対策編 第4章 第2節 迅速な現状復旧の進め方」に準ずる。

2.1 公共施設災害復旧事業計画

公共施設災害復旧事業計画については「共通対策編 第4章 第2節 1. 公共施設災害復旧事業計画」に準ずる。

2.2 激甚災害の指定

激甚災害の指定については「共通対策編 第4章 第2節 2. 激甚災害の指定」に準ずる。

3. 計画的復興の進め方

大規模な火事災害発生時における計画的復興の進め方については、「共通対策編 第4章 第3節 計画的復興の進め方」に準ずる。

4. 被災者の生活再建等の支援

大規模な火事災害発生時における被災者の生活再建等の支援活動については、「共通対策編 第4章 第4節 被災者の生活再建等の支援」に準ずる。

5. 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

大規模な火事災害発生時における被災中小企業の復興及びその他の経済復興の支援活動については、「共通対策編 第4章 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援」に準ずる。

6. 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じ、補完的な対策を講ずるものとする。

第5章 林野火災対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

県の森林面積は県土面積の76パーセントに当たる59万ヘクタールを占めている。森林は、木材の生産や住民の生命、財産を守る県土の保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本章は、県内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 県の森林資源の現況（県防引用）

【資料 2-5-1-01 県の森林資源の現況】

単位：千ha、千m³

区 分	合 計		国 有 林		民 有 林	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	590	152,322	178	43,239	412	109,084
総数	571	152,309	173	43,227	399	109,084
人工林	354	114,371	103	31,129	251	83,243
天然林	217	37,938	70	12,098	148	25,841
無立木地等	14	12	5	12	8	-
竹 林	5	-	-	-	5	-

資料：森林経営課（平成23年3月31日現在の数値）

注：1)本表は、森林法第2条第1項で規程する森林の数値である。

2)「無立木地等」は、伐採跡地、無立木地及び雑地、岩石地、崩壊跡地等である。

3)国有林、民有林とも更新困難地は天然林に含む。

4)四捨五入の関係で、合計が一致しないことがある。

3. 県における過去の主な林野火災（県防引用）

過去の林野火災は以下のとおり。

【資料 2-5-1-02 過去の主な林野火災】

第2節 林野火災予防計画

1. 林野火災に強い地域づくり

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1.1 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

町は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進する。

事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画する。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

1.2 防火機能を有する林道、森林の整備

町は、国及び県との連携を密にし、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組む。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入促進を図り、防火森林の整備に努める。

1.3 監視体制の強化

東児湯消防組合は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく町長の許可に当たっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

県は、森林保全巡視員を配置し、保安林地域、森林レクリエーション地域及び林野火災多発地域を対象にパトロールを行い、林野火災発生 of 監視や連絡通報等の職務に当たらせ、林野火災の予防を強化する。

【九州森林管理局（西都児湯森林管理署）】

国有林野事業実施中における失火や一般入山者によるたばこの不始末などによる火災を防止するため、監視を強化する。

1.4 林野所有（管理）者への指導

(1) 林野所有（管理）者への指導

町、東児湯消防組合及び県は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

- ① 防火線、防火樹帯の設備及び造林地における防火樹の導入
- ② 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ③ 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- ④ 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- ⑤ 火災多発期（11月から3月）における見回りの強化
- ⑥ 林野火災消火用資機材の整備

1.5 林野火災特別地域対策事業の推進

県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、本町も本事業の推進に努める。

2. 災害防止のための気象情報等の充実

町は、林野火災防止のため、宮崎地方气象台との連絡を密にして気象の実況の把握に努め、適時・的確な情報収集に努める。

2.1 乾燥注意報

宮崎地方气象台から発表される乾燥注意報を受け、必要と認めた場合には、住民に広報し注意を喚起する。

【宮崎地方气象台】

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときは、宮崎地方气象台は乾燥注意

報を発表する。

発表の基準は、最小湿度 40 パーセント以下で、実効湿度が 65 パーセント以下になると予想される場合である。

2.2 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第 22 条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県（危機管理局）に通報を行う。

通報を受けた県は、直ちに町に通報する。

東児湯消防組合管理者は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、以下のとおりである。

- (1) 風速が 15 メートル以上となった場合（降雨、降雪その他これらに類する気象状況の場合を除く。）
- (2) 実効湿度が 45 パーセント以下に低下した場合。
- (3) 風速が 8 メートル以上となり、実効湿度 60 パーセント以下に低下し、火災発生危険率が大であると認められる状態となった場合宮崎県東児湯消防組合管理者が火災警報を発令する場合は、宮崎県東児湯消防組合火災予防規程第 8 条により周知する。

（宮崎県東児湯消防組合火災予防規則・宮崎県東児湯消防組合火災予防規程参照）

【資料 2-5-2-01 火災警報信号】

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3.1 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合は被害拡大防止のために、一刻も早い正確な災害情報の収集と、それをもとにした各防災関係機関相互の連携が必要となる。このため町は情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

(1) 多様な情報収集手段の活用

東児湯消防組合は、高所監視カメラ等高所における監視所の整備を進めるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防職員及び消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化する。

(2) 通信手段の確保

町は、住民に対する災害情報等を広報するため、町防災行政無線の整備を推進する。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。

また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

- (3) 県は、警察本部と連携を図り、上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、県管ヘリコプター・テレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。
- (4) 県は、総合情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するものとする。

3.2 活動体制の整備

(1) 活動体制の整備

東児湯消防組合は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。

参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

(2) 緊急時ヘリポートの整備

町は、緊急時ヘリポート及び補給基地の整備、維持管理に努める。

ヘリポートについては、「共通対策編 第3章 第8節 3.1 緊急時ヘリポートの確保等」を参照のこと。

(3) 関係機関との連携

県は、県内における大規模林野火災に対処するため、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置された林野火災対策連絡会議を年1回以上開催し、連携を強化するものとする。

(4) 林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備

林野火災発生時の情報連絡及び応急対策をスムーズに行うため、林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備充実を行うものとする。

(5) 緊急時ヘリポートの把握と整備

林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリポートを把握し、台帳を整備するものとする。

3.3 消火体制の整備

林野火災は、町境を越えて広域化するおそれがあるため、町においては日ごろから消防機関等防災関係機関との協力・連携による消火体制の確立を図る。

(1) 消防体制の整備

東児湯消防組合は、関係機関とともに自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。さらに、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

町は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

消火資機材等は、次に記すリストを目安に地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるように整備点検をするとともに消火体制の確立を図る。

【資料 2-5-2-02 消防施設・設備の整備】

区分	ノ コ ギ リ	カ マ	ナ タ	ジ エ ット シ ュ ー タ ー	ト ラ ン シ ー バ ー	メ ガ ホ ン	発 電 機	照 明 機	組 立 水 槽
数量	15	15	15	15	2	3	5	5	4

(3) 林野火災対策用資機材の整備

町は、林野火災対策用資機材の整備と備蓄及び管理に努める。

県は、空中消火用資機材の整備と備蓄及びその維持管理に努めるものとする。

県は、予防資機材（予防立て看板、のぼり旗等）及び初期消火資機材（背負式消火器等）の配備を行うものとする。

4. 住民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。特に町は、火災発生期に予防広報を積極的に推進する。

4.1 防災知識の普及、予防啓発活動

(1) 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

町及び東児湯消防組合は、毎年1月30日から2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

(2) 防火パレードの実施

町及び東児湯消防組合は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

(3) 広報等の実施

町及び東児湯消防組合は、県と協力して林野火災に対する喚起を促すため、航空機や新聞広告等による広報宣伝に努める。

(4) その他各種広報の実施

町及び東児湯消防組合は、あらゆる機会を利用し、住民に対する効果的な啓発活動を行う。

4.2 防災訓練の実施

町及び東児湯消防組合は、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、NTT西日本、トラック協会等関係機関の参加を得て行うものとする。

なお、具体的な防災訓練の実施計画については、「共通対策編 第2章 第2節 12. 防災関係機関の防災訓練の実施」に準ずる。

第3節 林野火災応急対策計画

1. 活動体制の確立

東児湯消防組合は、町域内において林野火災が発生したときは、被害の拡大防止・応急対策を速やかに実施するとともに、県危機管理課をはじめ防災関係機関に連絡通報し、初動体制の確立を急ぐ。

1.1 町の活動体制の確立

(1) 迅速な連絡と出動体制

東児湯消防組合は、林野火災の通報を受けたら、直ちに県をはじめ関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第一であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

職員の招集・動員及び災害対策本部の設置については「共通対策編 第3章 第2節 1. 町災対本部等の設置」に準ずる。

(2) 現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、東児湯消防組合は現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たる。状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

(3) 災害対策本部の設置

火災が拡大し、東児湯消防組合単独では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は以下のとおりである。

- ① 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- ② 空中消火の要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ④ 警戒区域の指定

1.2 県災害対策本部等の設置

県は、県内において林野火災が発生したときは、所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

(1) 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- ① 林野火災が発生し、空中消火が必要と予想されるとき。
- ② その他林野火災に関して、危機管理局長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置

① 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 林野火災が発生し、人命に損害が及ぶおそれが生じたとき。
- イ 林野火災の発生・拡大により、知事による消防組織法第44条に基づく広域航空消防応援の要請又はそれに代わる自衛隊に対する災害派遣要請が行われたとき。
- ウ その他林野火災に関して、危機管理統括監が必要と認めたとき。

② 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長及び自然環境課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

③ 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 自衛隊、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整
- エ 空中消火資機材の配備

(3) 災害対策本部の設置

① 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 林野火災が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- イ その他林野火災に関して、知事が必要と認めたとき。

(4) 現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部の設置

県は、林野火災により多数の死傷者が生じ、又は生じるおそれがある場合、必要と認めるときは現地災害対策本部及び災害対策現地合同調整本部を設け、応急対策の万全を期するものとする。

1.3 職員参集・動員

職員参集・動員については、「共通対策編 第3章 第2節 1.4 職員の参集及び動員」による。

1.4 関係機関の活動体制

【県警察本部】

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、県警ヘリコプターによる上空からの状況把握を行うものとする。

【九州森林管理局（西都児湯森林管理署）】

- ① 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行うものとする。
- ② 県災害対策本部が設置されたときは、その方針に基づき活動するものとする。

【自衛隊】

- ① 県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣するものとする。
- ② 県知事の要請により、空中消火、地上消火活動を実施するものとする。

2. 災害情報の収集・連絡

林野火災が発生した場合は、被害が近隣市町村へ拡大する危険性が大きいため、正確で迅速な情報の収集と、各防災関係機関への的確な情報提供が必要である。このため町は防災関係機関との連携のもと、災害情報の収集及び連絡活動を実施する。

2.1 火災通報

- (1) 町及び東児湯消防組合は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関（警察署、隣接市町村等）に通報を行う。
- (2) 地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県（危機管理局）に即報を行う。
 - ① 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想されるとき。
 - ② 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想されるとき。
 - ③ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想されるとき。
 - ④ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、二次災害の危険性が予想されるとき。
 - ⑤ 次の国の即報基準に達するか、又は達することが予想されるとき。
 - ア 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの。
 - イ 空中消火を要請したもの。
 - ウ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの。
- (4) 危機管理局は、火災の規模等が国の定める即報基準に達したとき、また、必要と認めるときは、消防庁に速報を行うものとする。
- (5) 森林保全巡視員等は、火災を発見したときは、速やかに地元市町村と消防機関が密に連携をとり、所轄の農林振興局等に通報するものとする。
- (6) 通報を受けた農林振興局等は、火災の状況を調査するとともに、本庁（自然環境課）に報告するものとする。

- (7) 森林管理署職員等は、火災を発見したときは、速やかに所轄の森林事務所、森林管理署に通報するものとする。
- (8) 森林管理署は、直ちに地元消防機関に通報するとともに火災の状況を九州森林管理局に報告するものとする。
- (9) 九州森林管理局と県自然環境課、危機管理局は、相互に情報交換を行うものとする。

2.2 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報にかかる連絡系統は以下のとおりである。

【資料 2-5-3-01 林野火災通報等連絡系統】

2.3 林野火災マップによる情報の連絡

町及び東児湯消防組合は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップ（国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで約1平方キロメートルに区画したもの）を利用する。

【資料 2-5-3-02 メッシュコードの読み方】

3. 広域応援活動

林野火災発生時における広域応援活動については、「共通対策編 第3章 第20節 1.1 広域的な応援体制」に準ずる。

4. 消火活動及び救急・救助活動

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるので、町及び消防機関は平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防活動を実施する。

4.1 地上防御

(1) 消火体制の確立

東児湯消防組合は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。

林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。したがって延焼速度は速く、第二次火点を作り次々と延焼する。

このような情勢では、町は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

(2) 防御作戦

東児湯消防組合は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。林野火災の防御戦術として、一般に U 字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によって U 字あるいは横ㄣ字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は

- ① 延焼方向の側面から進入する方法
- ② 焼け跡から進入する方法
- ③ 等高線から進入する方法
- ④ 谷側から進入する方法
- ⑤ 山の反対側から進入する方法

がある。風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

(3) 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法がある。

東児湯消防組合は、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処しなければならない。

(4) 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。

東児湯消防組合の現場指揮者はもちろん、関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

(5) 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。

特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して、残火処理に万全を期する。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。

雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になりやすいので、草木が繁茂するまでは、巡視を行い異状を発見した場合は直ちに対策を立てる。

4.2 空中消火

(1) 空中消火等の概要

ここでいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

① 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期する。

② 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリポート、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。

空中消火の実施が決定された時点で、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

③ 空中消火用資機材等

ア 水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。容量は1,800リットルと700リットルの2種類がある。

県内の水のう保管状況は以下のとおりである。

【資料 2-5-3-03 水のう保管状況】

イ 水槽

ナイロン製布地で消火薬剤の混合、貯水槽として使用。容量は2,500リットルである。

ウ 消火薬剤

水と混合し、消火薬水を作る。

※混合比水100リットルに対し、フォレックス1缶（15キログラム）

消火薬剤の備蓄状況は以下のとおりである。

【資料 2-5-3-04 消火薬剤の備蓄状況】

④ 空中消火方法

ア 直接消火法

火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

イ 間接消火法

火線の前方に消火剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

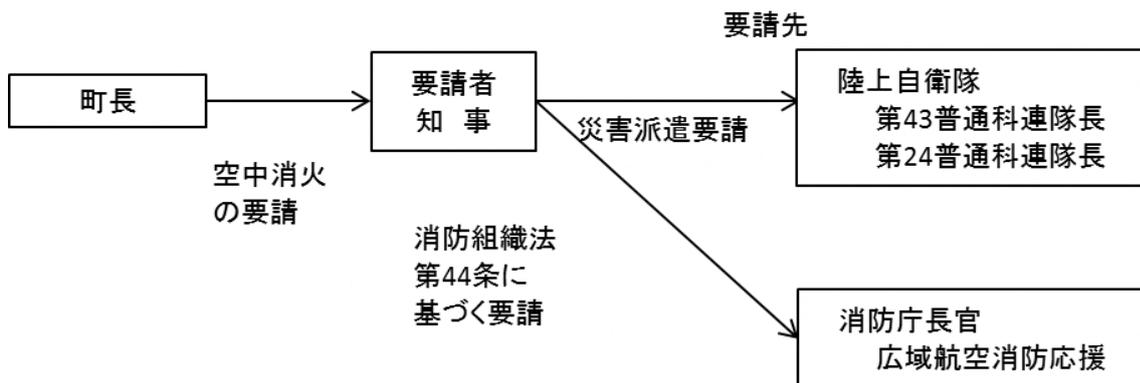
(2) 空中消火の要請基準

- ① 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
- ② 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合
- ③ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- ④ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(3) 空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。

【資料 2-5-3-05 空中消火の要請手続き】



町長から県（危機管理局）に対する電話等による依頼は、町長自身か、町長の意志を直接伝達し得る立場の者（副町長、消防団長又は教育長）とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

- ① 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- ② 空中消火要請責任者の連絡場所
- ③ 資機材等の空輸の必要の有無
- ④ 空中消火用資機材等の整備状況
- ⑤ その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

(4) 空中消火の準備

① 現場の状況等の報告

町長等は、本計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

② 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平たんな場所を選定する。

なお、ヘリポートの設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。

また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

④ 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県（危機管理局）への応援要請も考慮し、県の資機材保有状況も把握しておく。

⑤ 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県（危機管理局）と連携を保ちつつ輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

⑥ 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、町は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（消防団員等）を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち合わせる。

【資料 2-5-3-06 空中消火】

(5) 空中消火活動

① 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、町及び県へ報告する。

② 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

③ 報告

町は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに県（危機管理局）に次の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

ア 発生場所

イ 発生時間及び覚知時間

ウ 空中消火を要請した時刻

- エ 現場の状況
- オ 消防吏員及び消防団員の出動状況
- カ その他必要な事項

(6) 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は町の負担とする。

① 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

- ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用
- イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ウ き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用
- エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

② 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議

①及び②とも2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

4.3 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、「共通対策編 第3章 第4節 救助・救急及び消火活動」に準ずる。

5. 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、「共通対策編 第3章 第6節 3. 医療救護班による医療救護活動」に準ずる。

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

林野火災発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送活動については、「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送力の確保」に準ずる。

7. 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導及び救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、被害状況により万全な対策を講ずる。

7.1 入山者等の実態の把握

(1) 林業作業期（6月から8月下草刈、10月から11月枝落とし、2月から3月山焼き）に

においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。

- (2) ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
- (3) 町が設置している有線放送（コスモス通信）等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

7.2 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

具体的な避難誘導は、「共通対策編 第3章 第9節 1. 避難誘導の実施」に準ずる。

8. 被災者等への的確な情報伝達活動

林野火災発生時における被災者等への情報伝達活動については、「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

9. 二次災害の防止活動

東児湯消防組合及び町は、県その他防災関係機関と連携を密にし、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

危険箇所の点検等を行った結果危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うとともに、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

なお、具体的な防止活動については、「共通対策編 第3章 第7節 二次災害の防災活動」に準ずる。

第6章 原子力災害対策

第1節 基本的考え方

1. 基本的考え方（県防引用）

県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約54キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）がおおむね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）については、おおむね30キロメートルを目安とすることとされている。

なお、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）」については、今後検討することとされており、現段階で県の区域が含まれることになるのかは不明である。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、安全神話にとらわれることなく、県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

【資料 2-6-1-01 原子力災害対策用語】

原子力災害対策用語

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第2条3号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第2条4号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

2. 計画の性格（県防引用）

2.1 県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策指針を踏まえて作成したものである。

2.2 宮崎県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「宮崎県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この原子力災害対策（以下「本章」という。）に定めのない事項については、県地域防災計画の総論、共通対策編及び他編によるものとする。

なお、県地域防災計画にも定めのない事項については、国の指示又は要請に基づき実施するものとする。

2.3 本章の見直し

現在、国における原子力災害対策指針の改定作業において、P P Aの具体的な範囲及び必要とされる防護措置等の検討が進められているところであり、今後その改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、本章についても必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

3. 本章の周知徹底

本章は、県の原子力災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、県は町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知を図るものとする。

また、各関係機関は、これに基づき必要に応じてより詳細な実施要領等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

4. 計画においてよるべき指針（県防引用）

本章の作成又は修正に際して、原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

5. 計画の基礎とするべき災害の想定（県防引用）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が県に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の(1)から(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、県から距離が約150キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約90キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

- (1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき。
- (2) 施設敷地緊急事態が発生したとき。
- (3) 全面緊急事態が発生したとき。

6. 防災関係機関の業務の大綱（県防引用）

原子力防災に関し、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、総則を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

【資料 2-6-1-02 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 参照】

機 関 名	業 務 の 大 綱
九州電力株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること。 (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 (5) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第2節 原子力災害予防計画

1. 情報の収集・連絡体制等の整備（県防引用）

県は、国、鹿児島県、九州電力株式会社及びその他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

県、町その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

特に、県は、九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

1.2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保

県は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、国等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

県は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

県は、鹿児島県や九州電力株式会社と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

1.3 通信手段の確保

県は、市町村等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図る。

また、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努めるものとする。

2. 応急体制の整備（県防引用）

県は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

2.1 災害対策本部の体制整備等

県は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図るものとする。

2.2 職員の参集体制の整備

県は、川内原子力発電所での災害発生時に、必要な体制が迅速にとれるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

2.3 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から国、鹿児島県、市町村、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

2.4 モニタリング体制等

県は、原子力災害時における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、国が実施する原子力災害発生時のモニタリング体制強化に備え、県の保有する資機材の点検や整備を行い、さらに、使用方法の研修等を実施し、従事できる職員の育成に努める。

加えて、モニタリング機器の故障やその他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等の事前把握に努める。

2.5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、市町村や関係機関と相互の連携を図るものとする。

3. 住民避難のあり方の検討（県防引用）

県は、原子力災害時の避難や一時移転、屋内退避の基本的な考え方について検討を進める。なお、検討に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等の要配慮者や一時滞在者への対応及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するものとする。

4. 医療体制及び健康相談体制の整備（県防引用）

県は、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染に要する資機材及び安定ヨウ素剤の配備等が必要となる可能性があることを念頭に、今後の原子力災害対策指針の改定において、PPA及びそれを超える区域で必要とされる防護措置等が示された場合、県内の医療機関等の協力を得つつ実施体制の整備を進めるものとする。

また、県は、市町村と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

5. 住民等への的確な情報伝達（県防引用）

県は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用を努めるものとする。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて市町村に助言を行うこととする。

さらに県は、市町村等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、コスモス通信の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

5.1 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

県は、町等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

また、県は、町がこれらの活動を行う場合に、必要な助言等を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 屋内退避及び避難に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動に関すること。
- (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。

5.2 防災訓練の実施

県は、住民避難や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や鹿児島県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

5.3 民間企業等との連携

県は、平時から民間企業等が持つ能力・技術の情報収集に努め、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。

第3節 原子力災害応急対策計画

1. 基本方針（県防引用）

本節は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保（県防引用）

県と九州電力株式会社は、平成25年7月16日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡が行われることとなっている。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の3つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本章における事態区分は、これらの区分によることとする。

2.1 警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

- (1) 九州電力株式会社は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をファクシミリで送付するものとし、併せて電話による連絡も行う。
- (2) 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、町及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

2.2 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

- (1) 九州電力株式会社の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をファクシミリで送付するものとする。さらに九州電力株式会社は、県に対して、電話によりファクシミリの着信及び記載内容を確認するものとする。
- (2) 県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

2.3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

- (1) 九州電力株式会社から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合
 - ① 九州電力株式会社は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州

電力の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をファクシミリで連絡するものとする。

- ② 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

(2) 県による情報の収集

県は、国及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行う。

この場合において、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行うものとする。

2.4 一般回線が使用できない場合の対処

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

2.5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県は、国による緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合は、その情報収集に努める。

3. 活動体制の確立（県防引用）

県は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて次の体制をとるものとする。

3.1 県の活動体制

(1) 情報連絡本部体制

- ① 川内原子力発電所において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生したとき
- ② その他危機管理局長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部体制

- ① 川内原子力発電所において、施設敷地緊急事態が発生したとき。
- ② その他危機管理統括監が必要と認めたとき。

(3) 災害対策本部体制

- ① 川内原子力発電所において、全面緊急事態が発生したとき。
- ② その他知事が必要と認めたとき。

3.2 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、「共通対策編 第3章 第2節 1.4 職員の参集及び動員」による。

3.3 災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

(1) 災害警戒本部

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 原子力災害の影響が県の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき。

(2) 災害対策本部

- ① 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項で規定するものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、原子力災害の影響が県の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき。
- ② 本部長が、おおむね緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）を終了したと認めるとき。

4. 住民等への的確な情報伝達活動

4.1 住民等への情報伝達活動

県は、住民等の適切な判断や行動に資するよう、インターネットやメール等の多種媒体を活用して情報伝達を行う。

その際、事故の状況や影響の度合い、県が講じている対策、モニタリング情報等を分かりやすく整理し、正確に伝える。

特に、急を要する場合やその他必要と認められる場合は、報道機関の協力を得て、迅速な広報に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、コスモス通信により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

4.2 住民等からの問合せに対する対応

県は、住民等の安心に資するため、市町村と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

5. 住民避難等の防護活動（県防引用）

住民等の屋内退避又は避難誘導等に当たっては、混乱等が発生しないように、正しい情報を、住民等に迅速かつ的確に伝達する必要がある。

また、要配慮者については、避難行動に時間を要することを念頭に避難誘導等を行うべきことに留意することが必要である。

県は、これらを踏まえ、原災法第15条第3項の規定により、原子力災害対策本部長であ

る内閣総理大臣から避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合には、関係市町村に対して、国の指導・助言に基づき住民等の屋内退避又は避難誘導等を実施するよう伝達するとともに、市町村の区域を越えた避難が必要となる場合については、避難先及び避難所について、関係市町村等と協議・調整を行うものとする。

6. 緊急時モニタリングの実施（県防引用）

県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストでの環境放射線モニタリングを継続するとともに、国からの指示又は要請があった時は、その指示に従って可搬型の放射線測定機器の活用などによりデータ収集に努める。

また、国等が収集し、県に提供されたデータをその後の対策に活用する。

収集したデータは県ホームページで公表するとともに、必要に応じて、関係市町村及び関係機関に連絡するものとする。

7. 医療及び健康相談の実施（県防引用）

県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染等を実施する。

また、県は、市町村と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

8. 飲料水、飲食物の摂取制限等（県防引用）

県は、国からの要請等により、飲食物に係る放射性物質による汚染状況を調査するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生上の基準値を踏まえた国の指導、助言及び指示に基づき飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を関係事業者等に要請するものとする。

9. 広域一時滞在の受入れ（県防引用）

県は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受入れ可能な施設の調査や、受入れに係る調整等を関係機関と連携して、行うものとする。

第4節 原子力災害復旧・復興計画

1. 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表（県防引用）

県は、原子力緊急事態解除宣言が行われた際は、国の指示や助言を踏まえて平時のモニタリング体制に移行し、その結果を県ホームページ等で公表するものとする。

2. 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表（県防引用）

県は、国や関係機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

3. 住民健康相談（県防引用）

県は、関係市町村及び医療機関等の協力を得て被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

4. 放射性物質による汚染の除去等（県防引用）

県は、国等と協議・調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認めた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。